

渚滑川水系河川整備計画 [変更] (原案) へのご意見とその対応

河川整備計画（変更）の流れ

河川整備計画検討会における審議内容

渚滑川河川整備計画検討会
<河川法第16条の2第3項>

河川整備計画策定時からの社会情勢の変化等

河川整備計画変更の必要性

第3回検討会
(11月7日)

河川整備計画変更（原案）の作成

第4回検討会
(12月22日)

令和5年12月27日～令和6年2月2日まで実施

関係住民（パブリックコメント）
<河川法第16条の2第4項>

河川整備計画変更（案）の作成

第5回検討会
(2月29日)

北海道知事からの意見聴取等
<河川法第16条の2第5項>

関係機関連絡調整・協議（関係省庁）

河川整備計画（変更）の決定・公表

- **渚滑川水系河川整備計画〔変更〕（原案）に寄せられたご意見と（案）への見直しについて**
 - 1. **前回の河川整備計画検討会（第4回）での委員からのご意見とその対応**
 - 2. **流域住民からのご意見とその対応**

1. 前回の河川整備計画検討会（第4回）での 委員からのご意見とその対応

ご意見	本資料 説明頁	(案) 該当頁
○ 河川整備計画の目標に関する事項	—	—
① 想定被害額の算出方法について	5	16
② 既往洪水での問題について	6	33
③ 気候変動に伴う河川から海域への影響について	7	34
○ 河川整備の実施に関する事項	—	—
④ ケショウヤナギに配慮した河道掘削方法について	8	42
⑤ 危機管理体制構築・強化でのDX技術の推進について	9	61
⑥ 大規模停電を想定した地震・津波対応について	10	69
⑦ 地域の人口減少・高齢者比率増加を踏まえた防災教育等の取組について	11	70
⑧ 地域と一体となった河川管理の取組について	12	72

河川整備計画の目標に関する事項

前回の河川整備計画検討会でのご意見①への対応

【ご意見①】

- 想定被害額には、水産業、特に加工業の被害額も含まれるのか。洪水で海への影響により水産加工業が被害を受けた場合は、被害額はこれよりも大きくなる可能性があるかと理解してよいか。
- 想定被害額には、建物、公共土木施設等の直接的な被害だけで、氾濫により交通網が遮断され、それに伴う経済被害などは一切含まれていないと考えてよいか。



【対応】

- 想定被害額は、治水経済調査マニュアル(案)(令和2年4月)に掲載されている治水事業のストック効果の内、マニュアル(案)で被害率や被害単価が明示されている項目(右表の着色項目)のみを計上しています。
- このため、加工業の被害額としては、事業所の償却資産・在庫資産及び営業停止被害、応急対策費用が想定被害額に含まれています。
- 想定被害額に含まれてない加工業の営業停止に伴う波及効果や交通途絶による波及被害等を考慮した場合、被害額は記載値よりも大きくなることが予想されます。
- 流域のリスクとして示す想定被害額について、算定方法が分かるよう、本文の図中に注意書きで追記しました。

(対応前)

- 原案P16 図1-12 記載なし

(対応後)

- 案P16 図1-12の注書き

注) 想定被害額は、「治水経済調査マニュアル(案)」(令和2年4月)において、被害率や被害単価が明示されている被害項目のみを集計している。

表 治水事業のストック効果

		分類	効果(被害)の内容	
直接被害	資産被害抑止効果	一般資産被害	家 屋	居住用・事業用建物の被害
			家庭用品	家具・自動車等の浸水被害
			事業所償却資産	事業所固定資産のうち、土地・建物を除いた償却資産の浸水被害
			事業所在庫資産	事業所在庫品の浸水被害
			農漁家償却資産	農漁業生産に係わる農漁家の固定資産のうち、土地・建物を除いた償却資産の浸水被害
			農漁家在庫資産	農漁家の在庫品の浸水被害
		農産物被害	浸水による農作物の被害	
		公共土木施設等被害	公共土木施設、公益事業施設、農地、農業用施設の浸水被害	
		人身被害抑止効果	人命損傷	
	被害防止便益	稼働被害抑止効果	営業停止被害	家 計
事 業 所				浸水した事業所の生産の停止・停滞(生産高の減少)
公共・公益サービス				公共・公益サービスの停止・停滞
事後的被害抑止効果		応急対策費用	家 計	浸水世帯の清掃等の事後活動、飲料水等の代替品購入に伴う新たな出費等の被害
			事 業 所	家計と同様の被害
			国・地方公共団体	水害廃棄物の処理費用 家計と同様の被害や市町村等が交付する緊急的な融資の利子、見舞金等
間接被害	交通途絶による波及被害	道路、鉄道、空港、港湾等	道路や鉄道等の交通の途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害	
		ライフライン切断による波及被害	電力、水道、ガス、通信等	電力、ガス、水道等の供給停止に伴う周辺地域を含めた波及被害
		営業停止波及被害	中間製品の不足による周辺事業所の生産量の減少や病院等の公共・公益サービスの停止等による周辺地域を含めた波及被害	
		資産被害に伴うもの	資産の被害による精神的打撃	
		稼働被害に伴うもの	稼働被害に伴う精神的打撃	
		精神的被害抑止効果	人身被害に伴うもの	人身被害に伴う精神的打撃
		事後的被害に伴うもの	清掃労働等による精神的打撃	
		波及被害に伴うもの	波及被害に伴う精神的打撃	
		リスクプレミアム	被災可能性に対する不安	
		高度化便益	治水安全度の向上による地価の上昇等	

河川整備計画の目標に関する事項

前回の河川整備計画検討会でのご意見②への対応

【ご意見②】

- ・ 浸水実績図が記載されているが、氾濫したときに発生した問題を明確に記述していただくと、今後の流域治水の方向性や今後実施すべきことが見えてくると考える。



【対応】

- ・ 過去の洪水での状況等を踏まえて、本文の「河川整備の基本理念」における「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」の項目に、災害の経験を活かすことを追記しました。

（対応前）

- ・ 原案P32 4行目から6行目

洪水氾濫の危険性や内水被害を極力減少させるため、河道断面が不足している箇所については、河道の安定、河川環境、今後の維持管理等に配慮しつつ河道断面を増大して水位の上昇を抑える。

（対応後）

- ・ 案P33 4行目から6行目

洪水氾濫の危険性や内水被害を極力減少させるため、**既往災害の経験を活かして河川整備を進める**。河道断面が不足している箇所については、河道の安定、河川環境、今後の維持管理等に配慮しつつ河道断面を増大して水位の上昇を抑える。

河川整備計画の目標に関する事項

前回の河川整備計画検討会でのご意見③への対応

【ご意見③】

- 河川の流量が大きくなると沿岸域への淡水供給量が増加するとともに、陸域から様々なものが流れ込み沿岸へ与える影響が増えてくると考えている。これは致し方のないことではあるが、沿岸漁業をやっている方にもそのことを理解していただく必要があると考えている。
- 河川から海域へ流れ込むSS等に関わる取組は、渚滑川では行っていないのか確認したい。



【対応】

- 気候変動に伴って河川の流量が増えることによる影響やその対策については、流域全体で考える総合的な土砂管理といった観点があるので、関係機関と継続的に検討を進めていきたいと考えています。
- 本文の「河川整備の基本理念」における「河川の維持」の項目にて、土砂管理について、地域特性を踏まえ行うことを追記しました。

（対応前）

- 原案P33 4行目
また、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に努める。

（対応後）

- 案P34 4行目
また、**地域産業や土地利用等の特性を踏まえ**、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に努める。

河川整備の実施に関する事項

前回の河川整備計画検討会でのご意見④への対応

【ご意見④】

- 河道掘削とケショウヤナギとの関係について、イメージ図では、平水位と融雪期最高水位程度でそれぞれ水がかぶる高さで掘削することが示されている。平水位よりも高いところを裸地化することは、ケショウヤナギの更新の機会をつくるという意味からは望ましいと考える。そういう点で考えると、中流域では、ケショウヤナギが集中的にパッチとして残っている箇所を母樹として残して、現在別のヤナギになっているところを重点的に掘削し、水面高さも考えて、2段階ぐらいの違う高さで掘削した方がケショウヤナギの更新という面では工夫になると考える。掘削断面形状をでこぼこにする、高さを変えて掘削することはケショウヤナギの保全方法としては、新しい方法となる。



【対応】

- 本文ではイメージ図を記載していますが、掘削の実施にあたっては現地調査を踏まえて様々なパターンの断面形状を考えていきます。委員には具体的な掘削方法検討時にご相談させていただきたいと考えています。
- 河道掘削にあたっては、調査検討のうえ実施する旨を、本文の図中に注意書きで追記しました。

(対応前)

- 原案P41 図2-2
図の下の注書きなし

(対応後)

- 案P42 図2-2の注書き

注) 河道掘削にあたっては、調査検討のうえ実施する。

河川整備の実施に関する事項

前回の河川整備計画検討会でのご意見⑤への対応

【ご意見⑤】

- 河川維持管理でデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進とあるが、これから人が減っていくことを踏まえるとこれはとても大事なことと考える。AIやICT等の技術は、異常検知や樹木管理、不法投棄対策などにも使えると考える。さらに危機管理体制構築・強化の部分でもDXの技術が使えると考える。例えば、ドローンを使つての撮影、破堤の検知、水温検知、人の避難状況、樋門の閉扉の確認などにもAIを活用し、人員が少ない中、夜間の監視も含めて活用できる。危機管理体制構築・強化でもDXに関わる記載を追加してはどうか。



【対応】

- DX技術の進展に合わせ、巡視への活用を検討していきます。
- 本文の「洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」における「災害時の巡視体制」の項目に、DX技術の記載を追記しました。

(対応前)

- 原案P60 3行目から7行目

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はそのおそれのある場合は、通常の河川巡視のほか、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、UAV(ドローン)、CCTVカメラを活用するなど、迅速かつ的確な巡視を行う。特に浸水の危険性が高い無堤部等に配慮する。

(対応後)

- 案P61 3行目から7行目

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はそのおそれのある場合は、通常の河川巡視のほか、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、UAV(ドローン)、CCTVカメラを活用するなどDX技術の進展に合わせ、迅速かつ的確な巡視を行う。特に浸水の危険性が高い無堤部等に配慮する。

河川整備の実施に関する事項

前回の河川整備計画検討会でのご意見⑥への対応

【ご意見⑥】

- 地震・津波対応には情報伝達が極めて重要と考える。地震・津波発生時には停電が伴うことも予想されるため、「停電等の事象を踏まえた」など具体的な内容となるように本文を整理していただきたい。



【対応】

- これまでの地震による大停電の経験を踏まえる記載を、本文の「洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」における「地震・津波対応」の項目に追記しました。

（対応前）

- 原案P68 4行目から6行目

さらに、平常時より地震を想定した被災状況等の情報収集・情報伝達手段を確保するほか、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向け、大規模地震等を想定した訓練を実施するなど、体制の強化を図る。

（対応後）

- 案P69 4行目から8行目

さらに、平常時より地震を想定した被災状況等の情報収集・情報伝達手段を確保するほか、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向け、大規模地震等を想定した訓練を実施するなど、体制の強化を図る。

なお、これらの実施にあたっては、これまでの災害時における大規模停電等インフラへの被害を踏まえて対応する。

河川整備の実施に関する事項

前回の河川整備計画検討会でのご意見⑦への対応

【ご意見⑦】

- 渚滑と上渚滑での人口減少と高齢者比率増に関する資料が今回示された。これは平成27年のデータであり、そこから8年が経過し、高齢化は一層進行していると考え。防災教育や防災知識の普及のところで「地域の特性を踏まえた」との記載があるが、可能であれば「進行する地域の住民の高齢化を踏まえた」など、具体的な地域の特性を踏まえた内容となるように本文を整理していただきたい。
- 防災教育や防災知識の普及について、実際の取組での課題などを踏まえて記述してはどうか。現場の実情等を踏まえた記述ができると、渚滑川の地域性が反映された文章になると考える。



【対応】

- 地域住民の高齢化等の地域特性、これまでの取組の効果・課題を踏まえる記載を、本文の「洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」における「防災教育や防災知識の普及」の項目に追記しました。

（対応前）

- 原案P69 2行目から3行目
学校教育を通じた防災意識の向上並びに地域の特性を踏まえた防災教育の取組として、出前講座の推進や防災に関する学習指導計画の作成支援を実施する。
- 原案P69 8行目から11行目
…、それぞれの組織や設備等の状況も踏まえ、技術的支援・協力を継続して行う。

（対応後）

- 案P70 2行目から4行目
学校教育を通じた防災意識の向上並びに、**高齢化が進行しているなどの**地域特性を踏まえた防災教育の取組として、出前講座の推進や防災に関する学習指導計画の作成支援を実施する。
 - 案P70 9行目から14行目
…、それぞれの組織や設備等の状況も踏まえ、技術的支援・協力を継続して行う。
- これらの実施にあたっては、これまでの取組で得られた効果や課題を踏まえて推進する。**

河川整備の実施に関する事項

前回の河川整備計画検討会でのご意見⑧への対応

【ご意見⑧】

- ・ 防災教育では、学校教育や市民団体、自治体など関係機関と連携して推進していくことが良い。何か起きたときの連携にとどまらず、防災教育などを通じて日頃からいろいろな機関との多角的な連携が大切と感じる。
- ・ 防災教育だけでなく、環境教育や河川利用教育なども推進していただきたい。
- ・ この地域は自然に恵まれており、子どもたちも自然に親しんでいる。様々な市民団体があると聞いており、それぞれと連携することで取組を進めるうえでのモデルにもなっていくと考える。



【対応】

- ・ 地域の関係機関も含めて、つながりを持ちながら今後も取組を進めていきたいと考えています。環境教育や河川利用教育なども引き続き地域と連携して推進していきます。
- ・ 地域との連携・協働に「自然環境」が未記載であったため、本文の「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項」における「地域と一体となった河川管理」の項目に、自然環境の記載を追記しました。

（対応前）

- ・ 原案P71 21行目から24行目

また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況を踏まえ、これら多様な主体の参加による、連携・協働の取組を通して、河川管理にとどまらず、防災、教育、社会福祉等様々な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの構築に寄与するよう努める。

（対応後）

- ・ 案P72 21行目から24行目

また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況を踏まえ、これら多様な主体の参加による、連携・協働の取組を通して、河川管理にとどまらず、防災、**自然環境**、教育、社会福祉等様々な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの構築に寄与するよう努める。

2. 流域住民からのご意見とその対応

パブリックコメントの実施について

- 「渚滑川水系河川整備計画[変更](原案)」に対して渚滑川流域の市町(紋別市、滝上町)の住民の意見を反映するため、意見募集を行いました。

パブリックコメントの実施概要

◆縦覧期間

令和5年12月27日(水)～令和6年2月2日(金)

◆縦覧場所

- ・紋別市役所
- ・網走開発建設部本部
- ・滝上町役場
- ・遠軽開発事務所

ご意見は、以下の項目を記入いただき、電子メール、郵送、またはファクシミリ
のいずれかの方法で行いました。

- ① 氏名
- ② 住所(市町名)
- ③ 連絡先(電話番号又はメールアドレス)
- ④ 年代
- ⑤ 渚滑川との関わり
- ⑥ 意見
- ⑦ 公聴会の参加希望確認

◆提出意見数 1件

◆住民説明会

令和6年1月23日(火) 紋別市上渚滑町民センター
(18名参加)



住民説明会の実施状況

◆公聴会

参加希望者がいなかったため中止

流域住民からのご意見

ご意見	本資料 説明頁	(案) 該当頁
○ 河川整備計画の目標に関する事項	—	—
①-1 鳥類(オジロワシ等の猛禽類、渡り鳥)の生息・生育・繁殖状況 について	16-17	24、28
○ 河川整備の実施に関する事項	—	—
①-2 鳥類の生息・生育・繁殖環境を踏まえた河川整備について	18	49

※以降、いただいたご意見は事務局にてテキスト化し、受付順に掲載

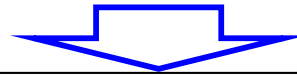
※個人や特定の企業・団体情報に関わる部分は黒塗り

河川整備計画の目標に関する事項

流域住民からのご意見①-1への対応(1/2)

【ご意見①-1】

- 河川整備は住民の生命財産を守る為であることは理解でき、河川の改変、自然環境の変化は避けられないと認識している。しかし自然の多様性を重視した生態系ネットワークの維持も重要な問題である。「1-3-6河川環境の整備と保全に関する目標(1)河川環境の整備と保全に関する目標」(原案P37)に、河川環境の整備と保全の記載があり、このためには現状把握が重要だが、生物情報を示す「1-2-2河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題(3)動植物の生息・生育・繁殖状況」(原案P23~P26)の内容では、オジロワシ等の猛禽類やオオハクチョウ等の渡り鳥について記載が不十分と感じる。



【対応】

- 河川整備計画の記載種は河川水辺の国勢調査結果から選定しています。オオハクチョウについては既往調査において確認されていなかったため記載しておりませんが、河川巡視等で生息していることは確認しています。
また、渚滑川がオジロワシ・オオワシにとって渡りの中継地であり、止まり木となる河畔林や餌資源(サケ等)が豊富であることから越冬地として重要な役割を果たしていると認識しています。生物の調査結果については、専門家にヒアリングを行い意見をいただいております。
- 鳥類の生息状況のみではなく、渡りの中継地として重要である旨を、本文の「河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題」における「動植物の生息・生育・繁殖状況」の項目に追記しました。



オオハクチョウの確認状況
(KP14.8付近)

(対応前)

- 原案P23 9行目から11行目
鳥類は、河畔林及び川沿いの山林を休憩地、採餌地として利用するオオワシ、オジロワシ等の猛禽類のほか、草地環境を利用するオオジシギ等の多様な鳥類が確認されている。

(対応後)

- 案P24 9行目から14行目
鳥類は、河畔林及び川沿いの山林を休憩地、採餌地として利用するオオワシ、オジロワシ等の猛禽類のほか、草地環境を利用するオオジシギ等の多様な鳥類が確認されている。さらに、渚滑川はオオワシ等の渡りの中継地であり、河畔林や豊富な餌資源が越冬環境として重要な役割を担っている。また、河口付近は、ショウドウツバメの集団営巣地となっており、営巣環境を保全するためこれまでに営巣ブロックを設置している。

河川整備計画の目標に関する事項

流域住民からのご意見①-1への対応(2/2)

【対応】

- オホーツク海沿岸や渚滑川が、渡りの中継地となっており、多様な鳥類を見ることができる自然豊かな河川景観となっている旨を、本文の「河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題」における「河川景観」の項目に追記しました。

(対応前)

- 原案P27 22行目から29行目

渚滑川を横断する橋梁や堤防等からは、渚滑川と地域の代表的な景観である牧草地帯と一体となった景観を望むことができる。渚滑川下流部から中流部では、河岸においてケショウヤナギ群落が分布している。ケショウヤナギは冬期には赤く色づくため、雪景色に彩りを添える景観を眺望することができる。

地域の総合的景観創出を図るうえで、橋梁等の許可工作物や樋門等の河川管理施設の設置や改築等の実施にあたっては、渚滑川らしい河川景観の保全と創出を図る必要がある。

(対応後)

- 案P28 22行目から32行目

渚滑川を横断する橋梁や堤防等からは、渚滑川と地域の代表的な景観である牧草地帯と一体となった景観を望むことができる。渚滑川下流部から中流部では、河岸においてケショウヤナギ群落が分布している。ケショウヤナギは冬期には赤く色づくため、雪景色に彩りを添える景観を望むことができる。

オホーツク海沿岸は、シギ・チドリやカモ・ハクチョウ類の重要な渡来地となっている。渚滑川は特にオオワシの越冬地及び渡りの中継地となっており、多様な鳥類を見ることができる自然豊かな河川景観を望むことができる。

地域の総合的景観創出を図るうえで、橋梁等の許可工作物や樋門等の河川管理施設の設置や改築等の実施にあたっては、渚滑川らしい河川景観の保全と創出を図る必要がある。

河川整備計画の目標及び河川整備の実施に関する事項

流域住民からのご意見①-2への対応

【ご意見①-2】

- 「2-1-3河川環境の整備と保全に関する事項（1）多様な生物の生息・生育・繁殖の場の保全と創出」（原案P48）に、「なお、河川整備の実施に当たっては、猛禽類の営巣状況や越冬状況等への影響が考えられる場合、これらに十分配慮し、施工時期、施工方法等の検討を行う。」と記載があるが、具体的にどのようなことを行うのか不明である。
- これまでに、ショウドウツバメの営巣ブロック設置等の取組があり、鳥類の生息環境や環境改善の取組の目的や経緯を把握した上で検討を進めてほしい。



【対応】

- これまで河川整備では、オジロワシ等の猛禽類の営巣が確認された場合、営巣に配慮して施工時期をずらしたり、工事中にモニタリングを行うなどの対策を行っています。
- ショウドウツバメの営巣ブロック設置についても把握しており、設置箇所で河道掘削を行う際には、代替地への移設を行います。
- 河川整備の実施時には、事前調査により鳥類等の生息状況を把握し、必要に応じ、営巣木の残置や代替環境の創出等を十分検討し、施工時には営巣に影響の少ない施工時期の設定、事後のモニタリング調査を行うなど、箇所ごとの適切な対応をとることを考えています。
- ショウドウツバメの営巣を踏まえて工事を実施する旨を、本文の「河川環境の整備と保全に関する事項」における「多様な生物の生息・生育・繁殖の場の保全と創出」の項目に追記しました。

（対応前）

- 原案P48 22行目から23行目

なお、河川整備の実施に当たっては、猛禽類の営巣状況や越冬状況等への影響が考えられる場合、これらに十分配慮し、施工時期、施工方法等の検討を行う。

（対応後）

- 案P49 22行目から26行目

なお、河川整備の実施に当たっては、猛禽類の営巣状況や越冬状況等への影響が考えられる場合、これらに十分配慮し、施工時期、施工方法等の検討を行う。また、河口付近にはショウドウツバメの営巣ブロックを設置しており、今後の河道掘削の実施にあたっては、営巣状況を踏まえて営巣時期を考慮した施工方法や営巣ブロックの移設について検討する。